

## 第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

湯前町には、国指定文化財 6(4)件、県指定文化財 4 件、町指定文化財 39(10)件、合計 49(14) 件の有形・無形の指定文化財が存在している。また、国登録有形文化財として 3(3) 件の建造物が登録されている。(括弧内は建造物の数)

これら文化財は、国民の財産であるという基本理念のもと、本町の歴史・文化・自然環境を伝える貴重な資料として、教育普及や観光振興の重要な資源となっている。

また、指定又は未指定に関わらず、本町に残された文化財を確実に後世に伝えていくためには、文化財の保存だけでなく周辺環境や組織を含めた一体的な保存・管理・活用の運営を図る必要がある。

以下、歴史的風致の維持向上のため、項目ごとに今後の方針を定める。

### 1 全町に関する方針

#### (1) 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針

国・県・町指定文化財及び国登録有形文化財は、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、湯前町文化財保護条例のほか、関係法令に基づき、所有者や管理者に適切な保存や管理に関する指導・助言を行っており、今後も引き続き適切な保存や管理等の措置を行うことが重要である。

また、未指定の文化財については、文化財保護委員会や所有者等との協議後に調査・研究を実施し、その価値を適切に判断し、必要に応じて保存・活用に向けた取組みを図っていくものとする。

以下、本町における歴史的風致の維持及び向上の中核となる文化財について、種別ごとに、今後の方針を定める。

## 【有形文化財（建造物）・史跡】

現在、歴史的風致の核となる建造物と史跡は、いずれも保存活用計画を策定しておらず、計画的な保存管理がなされていない。

有形文化財（建造物）・史跡の保護にあたっては、国指定文化財の場合、指定後の適切な保存管理や活用が図られるよう、建造物や史跡ごとに保存活用計画の策定を進め、保存活用計画に基づき修理・整備、防災対策などを行う。

また、国登録有形文化財も国指定文化財の取り扱いに準拠して修理や防災対策などを行う。

県指定・町指定文化財及び未指定文化財の場合は、協議後の適切な保存管理や活用が図られるよう、所有者や管理者等との協議のもと保存活用の把握を行い、修理・整備、防災対策などを行う。

## 【無形文化財・無形民俗文化財】

無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財として、市房山神宮里宮神社で行われる球磨神楽は国が指定する無形民俗文化財となっており、東方組太鼓踊り及び浅鹿野棒踊り、並びに球磨拳は町指定の無形民俗文化財となっているが、それ以外は未指定の文化財であり、それらの大部分の実態等は詳細に調査把握されていない。

無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、民俗芸能や伝統工芸などの活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う必要性が高まっている。

## (2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因により毀損し、毀損の進行による滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、毀損した場合の適切な修理が求められる。

事前の予防対策は、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録などの活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。

特に指定文化財の修理や整備にあたっては、文化財保護法や熊本県・湯前町の文化財保護条例等に基づくとともに、文化庁や熊本県教育委員会、熊本県文化財保護審議会、湯前町文化財保護委員会等の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して適切な整備と修理を実施する。

また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用するとともに、民間企業等の支援や連携の推進を図っていくものとする。

未指定文化財の修理や整備は、歴史的風致形成建造物として指定した建造物等においては、申請後の公開活用を想定した町指定文化財への指定を前提とし、内部の修理・整備などに対する支援を行っていく。

## (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本町には、縄文時代から現代までの本町に関する資料を総合的に収蔵し、文化財の情報を発信する湯前まんが美術館があり、来訪者の歴史学習、史跡や文化に対する意識の醸成に寄与する機能を担っている。

しかし、地域の歴史文化の総合的情報発信の体制が不十分であり美術館周辺の公共施設も含め総合的な活用方針の検討が行われている。

また、本町は指定・未指定を含め、多数の文化財を有しており、それぞれが歴史的・文化的価値を有していることから、その価値を説明する案内板を設置している。

しかし案内板・表示板の老朽化、また、町役場関係各課等が設置する案内板や誘導サインに統一ルールがないため、今後はそれらを整理して表示の統一化と多言語化等を行い、さらには、情報発信をするガイダンス施設の整備を図る必要もある。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つことから、文化財の保存・活用を図る上では、文化財単体にのみ措置を講じるのではなく、その周辺環境と一体的な措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要である。

そのため、熊本県景観条例・熊本県屋外広告物条例等の関連法令と連動し、文化財とその周辺を一体的に保全することが求められる。

また、景観行政団体移行の検討を進めるとともに地域住民との協議会等を開催し、景観に関する住民意識の向上を図りつつ、周辺の景観に合わせた、建築物や工作物の形態意匠などについて、合意形成を進めながら整備方針等を定めていくこととする。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、改善や除去をするとともに、整備・再整備をする際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。

#### ( 5 ) 文化財の防災に関する方針

文化財のうち有形文化財は、火災、地震、落雷、水害、台風等の災害により毀損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

文化財が滅失するリスクの高い火災については、火災が発生しないよう予防対策の徹底、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保及び日頃からの防災教育・訓練に取り組む。

予防対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置に努め、防災教育・訓練は文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発に取り組み、文化財防火デーには、所有者・管理者・消防が一体となった防災訓練を実施する。

地震への対応としては耐震診断を進め、可能な限り耐震補強工事を実施して毀損・滅失のリスク軽減を図る。

また、美術工芸品などの有形文化財は、盗難に遭わないように防犯設備設置を推奨するとともに、所有者の防犯に対する意識向上を図る。

#### ( 6 ) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

町内外を含め、市民一人一人が湯前の歴史的風致への認識を深め、文化財を大切にする気持ちを育むため、継続的な文化財の有効活用を通して普及・啓発を図る取組みが重要である。

町内外の人々を対象として実施する普及・啓発は、統一的な案内板などの設置や文化財パンフレット等の配布とともに、観光案内人等によるガイド活動やイベントの開催などにより、広く普及・啓発を図る。

普及・啓発にあたっては、建造物やテーマごとに文化財を周遊するコースを設定するなど、それぞれの文化財を関連付け、興味を持ち易い歴史ストーリーのあるパンフレット等の作成を推進する。

## (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本町における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、23箇所となっており、それぞれの遺跡を個別に管理して、文化財保護法に基づく保護（保存・活用）を実践している。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際、届出の必要を周知し、その義務を徹底するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査、発掘調査などで現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護措置を熊本県教育委員会に指導・助言を仰ぎながら実施する。

遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）一覧表

番号	種別	遺跡名	所在地(字)	時代
001	散布地	下川久保	下川久保	縄文・古墳
002	散布地	下里	上大瀬・後原	弥生
003	散布地	下里大師堂墓地	後原	古墳
004	寺社	大師堂	後原	中世・県指定
005	城	湯前城跡	野首・下城	中世
006	散布地	米山	米ノ山	縄文
007	散布地	古城	上横道・下横道	縄文
008	城	湯前古城跡	上ノ段・西牧良	中世
009	散布地	浅鹿野	東浅鹿野・上ノ段	縄文
010	古墳	東方古墳	下寺田	古墳
011	散布地	東方馬場	下馬場・平野	古墳
012	散布地	東方	上馬場・下馬場・上永野・下永野	縄文・弥生
013	散布地	潮山	潮山	旧石器・縄文
014	散布地	野中田	上高見・下高見・上長尾・中長尾・下長尾・田上	縄文
015	生産	田上焼窯跡	田ノ上	近世
016	寺社	八勝寺阿弥陀堂	下仁原	中世・県指定
017	建造物	明導寺(城泉寺)阿弥陀堂	下辻	古代・中世・国指定
018	建造物	明導寺(城泉寺)七重石塔	下辻	古代・中世・国指定
019	建造物	明導寺(城泉寺)九重石塔	下辻	古代・中世・国指定
020	散布地	クノ原	上長尾	旧石器・縄文
021	散布地	下辻	下辻	縄文
022	散布地	田上	下高見・上小柿・下小柿	旧石器・縄文
023	番屋跡	野地番所跡	猪鹿倉山	近世・町指定

熊本県遺跡地図を基に作成



( 8 ) 文化財の保存・活用に係る湯前町教育委員会の体制に関する方針

本町では、文化財に関わる業務は、教育委員会教育課が所管しており、専門職員として学芸員 1 名・事務職員 7 名と臨時職員 1 名が携わっている。

文化財の保存・活用は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 14 号の規定により、教育委員会の職務権限とされているため、教育課が中心となって、関係する各課とも連携しながら歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として湯前町文化財保護委員会条例（昭和 32 年 9 月 2 日条例）の規定に基づき、10 人以内の学識経験者で、湯前町文化財保護委員会が設置されている。

歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を町指定文化財にする際には、同委員会に諮り指定をしていくこととする。

（9）文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、本町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体等と連携することが不可欠である。

本町には、地域活動やコミュニティ活動等を行っている市民団体等が非常に少なく、地域に根付いた伝統行事等の活性化、文化財を学び知る機会の増加に向けて、地域活動の主体である集落間の連携や関係組織の育成等及び球磨管内での団体間連携等が必要となっている。

このことから、公民分館活動やこれらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、官民協働により担い手育成の支援や、必要な助言・指導などを継続的に行っていく。

また、幸野溝の管理団体である幸野溝土地改良区では、近年、疎水や農業の普及等を目的として、“森林の学校”や“田んぼの学校”等のイベントを広域的に開催しており、引き続き連携を図っていく。

## 2 重点区域に関する方針



## (1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、明導寺阿弥陀堂、八勝寺阿弥陀堂をはじめとする指定文化財や市房山神宮里宮神社など人々の生活に関連し、地域住民の心のよりどころとなっている社寺堂宇等が数多く存在している。

これらのうち指定文化財は、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、湯前町文化財保護条例のほか、関連法令等に基づき、これまで保護の為の措置が講じられている。

未登録・未指定の有形の建造物等については、損傷の進行や適切な管理レベルの低下が見られていることから、歴史的風致形成建造物に指定の上、修理を実施するとともに、文化財への指定・登録を図っていくものとする。

また、地域に根付く伝統行事の無形民俗文化財等は、その活動自体の滅失が危惧されるものもあり、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援等を継続していくこととする。

## (2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内の有形文化財においては、重要文化財である明導寺阿弥陀堂の茅葺き屋根修理をはじめ、国登録有形文化財のくま川鉄道湯前駅本屋、町指定文化財の御大師堂などの損傷等が喫緊の課題となっている。

これらの文化財は、経年劣化による内外の毀損も進行しており、滅失の恐れに繋がる恐れがあることから、なるべく早い時期の修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、湯前町文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させた修理を行う。

国登録有形文化財、未指定の有形文化財である建造物及び記念物は、所有者等と協議を行い、歴史的風致形成建造物として指定のうえ、修理や活用などに係る費用に対して支援を行っていく。

### ( 3 ) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする湯前まんが美術館は、本町出身の風刺漫画家那須良輔の功績を称えると共に、将来のまちづくりの核として町民文化の発展に寄与するための施設として設置されているが、歴史文化関連の情報発信等が十分な状況にあるとは言い難い。

また、重点区域内の文化財は、その価値を説明する案内板の老朽化または未設置、さらに市内でも案内板や誘導サイン等の設置時に統一ルールがないため、現状のガイダンス機能に不都合が生じている。そのため、それらを整理して表示の統一化と外国語対応を図り、情報発信をする施設を整備する必要がある。

特に参拝客が多い明導寺阿弥陀堂周辺と市房山神宮里宮神社周辺は、近隣の相良三十三観音めぐりでの参拝者や観光客の増加に対応し、満足度の上昇に繋げるため、現地においての来訪者をもてなす環境を向上させる必要がある。

### ( 4 ) 文化財の周辺環境保全に関する具体的な計画

重点区域は、市房山神宮里宮神社の位置する湯前城跡周辺と明導寺阿弥陀堂を中心とした旧東方村周辺及び両地を連結する往来の区域に歴史を感じさせるまちなみが残る一方、くま川鉄道湯前駅や国道 219 号、主要県道錦湯前線も重点区域に含まれており、中心市街地の機能と歴史的環境の調和のとれたまちなみ形成が求められる。

本町は、都市計画及び景観計画を策定していないため、今後は、景観行政団体への移行や地域独自の条例制定等により歴史的なまちなみに配慮した規制等を検討していく必要がある。

### ( 5 ) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内に立地する重要文化財の明導寺阿弥陀堂、八勝寺阿弥陀堂などの主要な文化財においては、防災設備の整備が行われ、現在、毎年 1 月の文化財防火デーに合わせて防災訓練を実施し、所有者、地域住民等の文化財に対する防災意識の向上と啓発を図っており、成果を上げている。

また、歴史的建造物の大半が木造であることから、火災対策が重要なため、

防災訓練の対象を広げていく必要がある。引き続き、消防署による文化財の予防的な査察と啓発を実施するとともに、所有者、管理者等に対し、自動火災報知器や盗難対策としての警備システムなどを設置することの促進及び支援を行っていく。

また、耐震補強については耐震診断を実施し、その結果に基づく耐震改修等を、所有者との協議を諮り、防災対策を推進していくこととする。

### 文化財を火災から守るために

#### 城泉寺防火訓練



ホースを連結し放水する消防団員

国指定重要文化財で、県内最古の木造建築である城泉寺(湯前町辻地区)の防火訓練は1月22日に行われ、町消防団と辻地区自主防災組織などが、火災を想定した消火訓練を行いました。昭和25年に、奈良県の法隆寺金堂が焼失したことをきっかけに、毎年1月26日が「文化財防火デー」に制定されました。これに合わせ本町でも、毎年この時期に同訓練を行っています。訓練では、火災の発生を知らせるサイレンが鳴り響くと地元消防団と第2分団が、消火栓と防火水槽から小型ポンプ3台を連結、自主防災組織は放水銃から放水していました。上球磨消防署の高田正介署長は「建物周辺の整備が行き届いていて燃えやすいものは少ないが、『火気厳禁』の表示をするなどして、より一層火災予防に努めていただきたい」と話していました。



八勝寺阿弥陀堂 自動放水銃

## (6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

本町に分布する文化財のパンフレット作成や町ホームページの充実化を図ることや、調査、整備工事、建造物修理の現場説明会などを随時実施することは、町内外を問わずひろく市民に文化財に対する理解を深める機会の創出に繋がり、歴史的風致を維持向上させるうえでも重要である。

無形民俗文化財は、担い手の育成や技術の伝承などで多くの人の関与が重要であることから、過去から現在までの記録調査を実施し、円滑かつ確実に文化が継承されていくよう努めるものとする。

加えて、伝統芸能の継承等や歴史的風致の維持向上に資する活動を行う団体に対しては、その活動の継続に必要な支援を実施し、これら伝統文化等の普及啓発を図る。

#### (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内において、現在確認されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、町全体 13 箇所のうち 4 箇所が旧東方村周辺にあり、これらの該当箇所では歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する場合は、埋蔵文化財の価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。

また、開発行為等で埋蔵文化財が破壊されないよう、地権者への周知を図るとともに、実際の開発に際しては関係者と十分な事前協議を行い、できるかぎり現状保存を図るものとする。

開発による破壊を免れえない場合は、熊本県教育委員会の指示通知に基づき発掘調査等を実施して、記録保存を行う。

包蔵地外における発見（不時発見）についても、発見後すみやかな協議等を行い、文化財の保存に努める。

#### (8) 文化財の保存・活用に関わっている住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

全町に関する基本方針と同様とし、必要に応じて重点区域内を領域とした団体の育成等にも取り組んでいくこととする。